

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務所管組織
入札監視委員会(第6回定例会議) 審議概要

開催日及び場所		平成31年2月15日(金) 鉄道・運輸機構 第三会議室(20階)	
出席委員		升田 純 (弁護士・中央大学法科大学院教授) 杉本 光隆 (長岡技術科学大学大学院教授) 佐藤 典良 (元会計検査院事務総長官房審議官)	
審議対象期間		平成29年10月1日～平成30年9月30日	
抽出案件		件数 4 件	(備考)
物品等	一般競争入札方式	「石綿による健康被害の救済に関して」の新聞広告について	
	企画競争方式	JR北海道の経営自立に向けた観光列車導入に関する調査について	
	随意契約方式	情報セキュリティ対策の強化のための業務災害補償年金システムの改修について	
	随意契約方式	失権管理機能追加のための業務災害補償年金システムの改修について	
		意見・質問	回 答
委員からの意見・質問 それに対する回答等		別紙のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容		なし	

	意見・質問	回答
1	<p>[一般競争入札方式] ・「石綿による健康被害の救済に関して」の新聞広告について</p> <p>① 入札参加者は3者ですが、入札参加資格(広告)のある会社は、何社位あるのか。</p> <p>② 石綿の新聞広告以外に新聞広告の事例はあるのか。</p> <p>③ 新聞広告を行うことで、どの位の問合わせがあるのか。</p> <p>④ 一般関係は新聞広告しているが、医療関係にも周知しているのか。</p> <p>⑤ 資格審査結果通知書とは何か。</p> <p>※この案件については、特段の指摘事項なし</p>	<p>① 広告業であるため、相当数の数があると思われます。</p> <p>② 特例業務所管組織においては、土地売却(直近では長町駅38街区)について、新聞広告を行っております。</p> <p>③ 約100件位の問合わせがあります。</p> <p>④ 旧国鉄のOB会で発行している専門紙へ掲載しております。 また、全国各地において年金制度を説明する際に広く周知を行っております。</p> <p>⑤ 特例業務所管組織においては、「全省庁統一資格」(国の各省各庁における入札参加資格)の写しを提出することで、競争参加できるものです。</p>
2	<p>[企画競争方式] ・JR北海道の経営自立に向けた観光列車導入に関する調査について</p> <p>① 企画提案書採点集計結果について、どのような基準で点数をつけているのか。</p> <p>② 1点刻みで点数をつけるのか。</p> <p>③ 企画提案していただく場合、どのくらいまで評価項目を開示するのか。</p>	<p>① 評価項目を理解度・適格性・確実性の3つに分けて、それぞれ配点を振り分けている。理解度は10点、適格性については2つの項目に分かれており、1つ目は調査方法が具体的に提案になっているかが30点、2つ目は、検討に必要な事項が的確に示されているかが20点。確実性も2つに分かれており、1つ目は実現性が高い計画になっているかが20点、2つ目は的確な業務実施体制がとられているかが20点で、合計100点になるよう配点しています。</p> <p>② 基本的に1点刻みになります。</p> <p>③ 企画競争実施の公示を希望する事業者については、評価基準・配点を含めて開示して</p>

	<p>④ 入札を実施する側も入札しやすいように工夫しているのか。</p> <p>⑤ J R 北海道の経営自立になっているが、J R 北海道の意見が入っているのか。</p> <p>⑥ 採点には J R 北海道が入っているのか。</p> <p>⑦ 調査物において、成果物の評価はされるのか。</p> <p>⑧ 予定価格は千円単位だと思うが、何故円単位なのか。</p> <p>⑨ 評価のたたき台はあるのか。</p> <p>※この案件については、特段の指摘事項なし</p>	<p>います。</p> <p>④ 今回の調査についても、企画競争の実施の通達では 20 日間以上の公示期間になっていますが、10 日間ほど期間を長く確保しています。</p> <p>⑤ 調査を進めるにあたり、J R 北海道に対しヒアリングを実施しています。</p> <p>⑥ 採点には J R 北海道は入っておりません。</p> <p>⑦ 2 か月に 1 回打合せを行い、方向性やその時点の成果物を確認しながら必要があれば修正をお願いしています。</p> <p>⑧ 旅費等を含んだ見積もりをしています。</p> <p>⑨ 特にありません。 各委員が提案書の中身を読んだうえで採点をしています。</p>
3	<p>〔随意契約方式〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ対策の強化のための業務災害補償年金システムの改修について ・ 失権管理機能追加のための業務災害補償年金システムの改修について <p>※ 2 件を併せて審議を行う。</p> <p>① 予定価格を積算する際の工数の決め方はどのようにしているのか。 また、工数のチェックは、一人又は複数の職員で行っているのか。</p> <p>② 業務災害補償年金システムの改修は、今後も行っていくのか。</p> <p>③ 情報セキュリティ対策の強化と失権管理追加の改修は同日付け起案及び決裁になっているが管理技術者は同じか。</p>	<p>① 業務災害補償年金システムに精通した者が経験や知見を生かして工数を積算しています。 複数の職員で行っています。 担当者以外の職員は、総合的に判断しながらチェックポイントを精査しております。</p> <p>② 業務災害補償規程に基づき、改修を進めてまいりましたので、今後も引き続き改修を行ってまいります。</p> <p>③ 情報セキュリティ対策の強化と失権管理追加の改修の管理技術者は同じです。 なお、改修作業を担当するリーダーは別々</p>

	<p>④ 業務災害補償年金システムは、毎年システムの発注はあるのか。</p> <p>※この案件については、特段の指摘事項なし</p>	<p>にしております。</p> <p>④ 業務災害補償年金システムは、保守保全業務があるため毎年発注しております。 なお、保守保全業務以外に改修が通算 3 回ありました。</p>
--	--	---